

貸出券の更新手続き

をお願いします。



図書館では、利用者の皆様の登録情報を確認するため
貸出券の有効期間を1年間とし、毎年**更新手続きが必要**となります。
休館日には更新手続きはできませんので、開館日にお越しください。

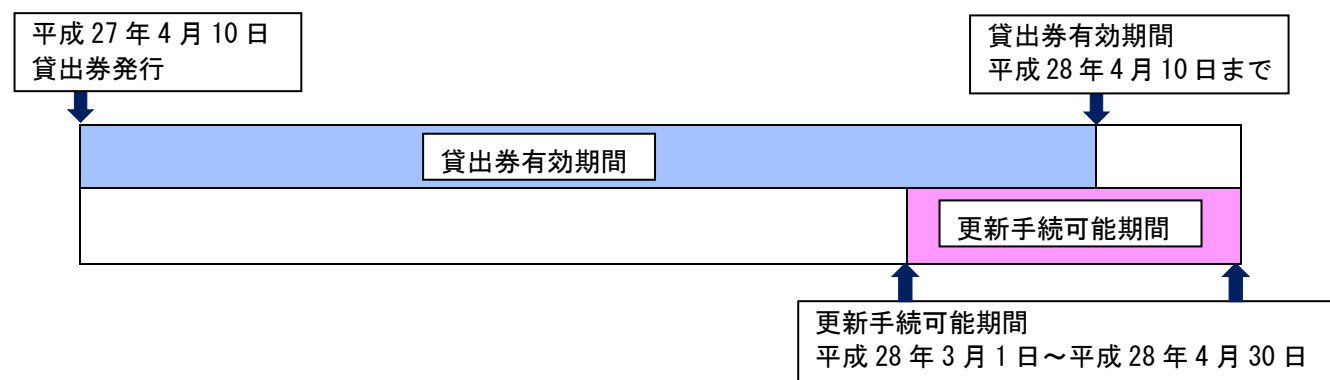
更新の際には、**本人が来館し、貸出券と住所・氏名の確認ができるもの(複写したものは不可)**を提示してください。

通勤・通学の方は、勤務先・学校の所在地が確認できるものも併せて提示してください。

更新手続きが可能となる期間は、**貸出券発行年月日から1年後の日(以下「期間満了日」という。)**が属する月の前月初日から期間満了日の属する月の末日までとなります。

(例) 平成27年4月10日に貸出券を発行した場合

→有効期間が平成28年4月10日までとなり、更新手続き可能期間は平成28年3月1日から平成28年4月30日までとなります。



★更新手続き可能期間中であっても、貸出券有効期間を過ぎると、資料の貸出・予約・延長はできなくなります。詳しくは図書館にお問合せください。

問合せ先：戸田市立図書館 TEL048-442-2800
ホームページ <http://library.toda.saitama.jp>